

神戸学院大学全学教育推進機構「教育開発ジャーナル」投稿要項

2014年7月10日制定

2016年5月12日改正

2017年6月15日改正

2019年1月31日改正

2021年4月22日改正

1. (目的)

神戸学院大学全学教育推進機構は、高等教育に関する研究成果や実践報告を収集・蓄積・発信することにより、組織的なFD活動の進展に寄与することを目的として「教育開発ジャーナル」(以下、本ジャーナルという)を発行する。

2. (投稿資格)

(1) 本ジャーナルに投稿可能な者は、原則として本学の教職員または大学院生とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

(2) 共同執筆については、本学の教職員または大学院生が筆頭著者であることとする。

3. (原稿の種類)

本ジャーナルに掲載する原稿の種類は以下のとおりとし、口頭・ポスター発表、配布資料等を除き他のメディアに未発表のものに限る。なお、著者は下記のどの区分での掲載を希望するかを、原稿投稿時に明記すること。

(1) 論文(査読付)：高等教育に関する問題提起と意義があり、価値と有効性があるもの。包括性、体系性、完結性を満たしていること。

(2) 実践研究(査読付)：高等教育に関する研究成果をまとめたもの。包括性、体系性、完結性を必ずしも満たしている必要はない。

(3) 実践報告：高等教育に関して行った取組みを報告するもの。研究成果として必ずしもまとまっていなくてもよい。

(4) 活動報告：各学部、共通教育センター等の教育に関する活動報告など

(5) 教育改革助成金事業報告：教育改革助成金を受けて行った教育改革・改善の成果をまとめたもの。「活動報告」の一つとして掲載する。

(6) その他：高等教育に関する研究会・研修会・講演会などの参加報告、学会での口頭・ポスター発表、資料紹介、書評など

4. (刊行頻度)

本ジャーナルは原則として年1回刊行する。

5. (ホームページでの公開)

本ジャーナルに掲載する論文等は、原則として全学教育推進機構のホームページ上で公開する。

6. (編集委員会および編集委員長)

本ジャーナルの編集委員会は、副学長及び教務センター所長をもって構成し、編集委員長は全学教育推進機構長がこれを兼ねる。

7. (編集委員会の権限)

編集委員会は、受領原稿を審査の上、ジャーナル掲載の採否を決定する。但し、原稿の種類（１）（２）の掲載に関する採否については、原則として１名以上の査読者による査読を経て、査読者の意見を参考にして最終的に編集委員会の審査により決定する。なお、査読者については、編集委員長の判断に基づいて学内外の研究者に依頼し、その氏名の公表は行わないものとする。

８．（事務局）

本ジャーナルの編集委員会事務局を全学教育推進グループに置く。

９．（執筆要領）

執筆要領は別に定める。

１０．（著作権）

掲載された論文等の内容についての責任は著者が負うものとする。また、その著作権は著者に属し、編集出版権は神戸学院大学全学教育推進機構に帰属する。

１１．（その他）

その他必要な事項は、編集委員会で定める。

１２．（要項の取扱い）

本要項の取扱は、全学教育推進機構が行う。